


## 令和3年度豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領」を定め、こざかい葵風館内の壁面の空きスペースに掲載する有料広告を募集します。

### 1 募集内容等

#### (1) 広告掲載箇所及び掲載規格

掲載箇所	掲載規格	イメージ写真
小坂井庁舎（こざかい葵風館）1階 （支所事務室前の壁面）	① B1サイズ・縦（縦1,030mm×横728mm以内） ② 素材は、ポスターその他これらに類するもの	

#### (2) 掲載料（税込み）

月額 2,000円[（1）に記載の1箇所分]

#### (3) 募集及び掲載期間

区分	掲載期間	募集期間
令和3年度	令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで	令和3年9月1日から 令和3年9月17日まで
令和4年度 以降	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	

※募集期間を過ぎても掲載箇所に空きがある場合は、随時募集とします。

#### (4) 募集案内

豊川市広報とよかわ、豊川市ホームページ等により募集します。

#### (5) 広告の内容

豊川市広告掲載要綱第6条第1項及び豊川市広告掲載基準第3条に定めるもののほか、豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領第2条に定めるものとします。

#### (6) 広告の範囲

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

### 2 広告掲載の条件

- (1) 広告掲載は、看板施設（吊り下げ式フレームパネル）を設置しますので、その中に掲載するものとします。
  - (2) 掲載物は、市職員立会いのもと広告主に掲載（撤去）していただきます。
  - (3) 広告の掲載箇所については指定できません。
- 3 豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）来館者数 1日 約 330人
- ※ なお、この数値は、今後の実際の来館者数を保障するものではありません。
- ※ こざかい葵風館では、支所のほかに図書館、児童館、生涯学習センター、社会福祉協議会事務局が入っております。
- 4 申込等
- (1) 申込方法  
豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて小坂井支所まで持参してください。
    - ① 広告原稿案（様式は任意ですが、広告の内容・デザインがわかるもの）
    - ② 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
  - (2) 申込にあたり  
「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領」など、各種要綱等をよくお読みください。
- 5 選定等
- (1) 選定方法  
豊川市広告掲載基準に基づき審査を行います。募集箇所数を越える数の申し込みがあったときは、豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載要領第7条によって決定します。
  - (2) 結果連絡  
選定後、速やかに豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知します。
- 6 掲載料納付及び広告掲載物の提出
- (1) 掲載料納付期限  
掲載決定通知の後に送付する納付書に記載されている期日までに、納付してください。
  - (2) 広告掲載物の提出期限  
掲載開始日の7日前までに、広告掲載物を提出してください。
  - (3) 広告掲載物の取付  
掲載開始日の当日に、広告掲載物を取付してください。
- 7 申込等様式
- (1) 豊川市小坂井庁舎（こざかい葵風館）壁面広告掲載申込書（様式第1号）
  - (2) 同意書兼市税等滞納情報照会書
- 8 要綱等
- (1) 豊川市広告掲載要綱
  - (2) 豊川市広告掲載基準

- (3) 豊川市小坂井庁舎（こぞかい葵風館）壁面広告掲載要領
- (4) 豊川市小坂井庁舎（こぞかい葵風館）壁面広告募集要項

問い合わせ先

豊川市役所小坂井支所 総務担当

〒441-0103 豊川市小坂井町大堀10番地

電話 0533-78-2111 FAX 0533-78-3411

E-mail : [k-shisho@city.toyokawa.lg.jp](mailto:k-shisho@city.toyokawa.lg.jp)